

申告相談スケジュール

感染症対策のため該当日にお越しください

	月日	対象者
年金受給者	2月 9日 木	年金 (半田・伊達崎地区)
	2月10日 金	年金 (桑折・睦合地区)
	2月13日 月	
桑折	2月14日 火	諏訪、東上町、南
	2月15日 水	北町、西町、陣屋
	2月16日 木	本町、西上、中区
睦合	2月17日 金	桑島、桑島西、 狐崎、桑折宿舎
	2月20日 月	中屋敷、松原上、 牛沢
	2月21日 火	松原中、松原下
全地区	2月22日 水	上成田、平沢、坂町
	2月23日 祝	休日申告受付日
	2月24日 金	下成田、清水、 下万正寺
半田	2月27日 月	内之馬場、中北
	2月28日 火	桐ヶ窪、坂下

	月日	対象者
半田	3月 1日 水	下高屋、荒屋敷
	3月 2日 木	御免町、六丁目
	3月 3日 金	田町、銀栗
伊達崎	3月 6日 月	下半田、久保八幡
	3月 7日 火	追分
	3月 8日 水	館沢、大畑、中屋敷
伊達崎	3月 9日 木	前屋敷、北郷、南郷
	3月10日 金	北沢、上郡上代、 中郷
	3月13日 月	道林、吉沼、下郡下
伊達崎	3月14日 火	根岸、下郡上代

※混雑状況により、午前中來庁されても、午後の受付となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※2月9日、10日、13日は、公的年金受給者を対象に申告相談を受け付けます。公的年金受給者でも、事業所得（営業・農業・不動産）などがある人は、地区ごとの日程でお越しください。

※3月15日は、予備日です。

書類の準備はお早めに、期限内の申告を

申告相談始まります

令和4年分の所得税の確定申告と町民税（国民健康保険税）の申告相談を受け付けます。

【問い合わせ】 税務住民課 課税係 ☎582-2114

受付期間

2月9日(木)～3月15日(水)
午前9時～11時、午後1時～4時
土日祝日は除く。2月23日(祝)は開設。

受付会場

桑折町役場 1階 町民ロビー
(桑折町大字谷地字道下22番地7)

★新型コロナウイルス感染防止策のため、
1人あたりの接触時間や待ち時間の短縮
に努めます。ご協力をお願いします。

～申告相談に関するお願い～

- 各地区的指定日にご来場ください。また、例年午前10時ごろまでは非常に混雑し、待ち時間が発生します。できるだけ避けてご来場ください。午後2時以降は待たずにご案内できることが多いです。
- 次に該当するときは、事前に書類※を作成してからご来場ください。書類未作成の場合は受付できません。
 - ・農業を含む事業所得の申告をする人
…帳簿類をもとに内容を整理記入した「収支内訳書」
 - ・医療費控除をする人
…受診した人・病院などごとに分けて各合計額を記入した「医療費控除の明細書」

※役場や税務署で配布、国税庁HPからダウンロード可。任意の様式でも可。

Check

福島税務署からのお知らせ

自宅で申告書作成・送信

パソコンやスマートフォンなどから、国税庁ホームページ内の「確定申告書作成コーナー」にアクセスし、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。

- 作成した申告書は、郵送またはe-Tax（電子申告）で税務署へ提出可能！
- スマートフォンのカメラで源泉徴収票を撮影すると、金額や支払者情報などが自動入力！

また、毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書を作成することができます。作成したデータを保存しておけば、翌年の申告作成にも役立ちます。読み取り対応のスマートフォンであれば、マイナンバーカードの電子証明書によるe-Taxも可能です。下記QRコードからご利用ください。



申告書の作成はこちら

QRコードまたは「申告 作成コーナー」で検索してください。操作に関する問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」☎0570-01-5901まで。

税務署の申告会場

場所 ▶ MAXふくしま4階 アクティブシニアセンター AOA（アオウゼ）大活動室
(福島市曾根田町1-18)

期間 ▶ 2月16日(木)～3月15日(水)
(土日祝日を除く。2月19日(木)、26日(木)は開設します)

時間 ▶ 午前9時15分～午後4時

入場 ▶ 会場へ入場するには「入場整理券」が必要です。当日会場入口で配付するほか、LINEによる事前発行を行います（当日券の場合、配付状況により後日來場をお願いすることがあります）。

持物 ▶ ご自身のスマートフォンなど、マイナンバーカード（暗証番号）
※MAXふくしま4階は、9時開場
※MAXふくしま駐車場は、2時間まで無料

会場が
変わります

申告に必要なもの

- ◎マイナンバーカードまたは通知カード（記載内容に変更がないものに限り）
- ・運転免許証、健康保険証など
- ・税務署から届く「確定申告のお知らせ」または、役場からの「申告相談のご案内」
- ・印鑑
- ・申告者本人名義の通帳（還付があるときに振込先を確認します。）
- ・源泉徴収票（給与・年金・恩給・報酬がある人）
- ・収支内訳書（農業・営業・不動産所得がある人）
- ・生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金納付額証明書
- ・医療費控除をする人は、医療費控除の明細書または保険者からの医療費通知書（お知らせ）

申告が必要な人

- 令和5年1月1日現在桑折町に住所があり、次に該当する人
- 1 給与所得者のうち以下の人
 - ・給与収入のほかに所得があった人
 - ・2か所以上から給与収入があり、年末調整されていない人
 - ・年の途中で退職し、年末調整されていない人
 - 2 個人事業主（営業・農業など）・不動産賃借のある人
 - 3 年金受給者のうち以下の人
 - ・障害者年金・遺族年金受給者
 - ・公的年金などの収入金額が400万円を超える人、または400万円以下で公的年金以外の所得がある人
 - 4 収入がなく、町内の人の扶養にもなっていない人
 - 5 青色申告をしている人
 - 6 令和4年中に新たに住宅ローンでマイホームを取得、または増改築した人
 - 7 譲渡所得（土地・建物・株式など）があった人
 - 8 税務署から通知があった人

申告会場

- 1～3に該当する人
桑折町会場、税務署申告会場
- 4に該当する人
桑折町会場のみ
- 5～8に該当する人
税務署申告会場のみ

令和4年福島県沖地震で被災された皆さんへ

災害によって住宅や家財などに損害を受けた時は、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除 ②災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部または一部を軽減することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ「災害関連情報」、または、福島税務署（☎534-3121）まで。

